

## 情報公開審査会答申の概要

答申第 982 号（諮問第 1414 号）

件名：愛知県史に掲載された写真に係る電磁的記録の不開示決定に関する件

1 開示請求

平成 27 年 8 月 21 日

2 原処分

平成 27 年 10 月 2 日（不開示決定）

愛知県知事（以下「知事」という。）は、別記に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 7 条第 6 号（行政運営情報）に該当するとして不開示とした。

3 異議申立て

平成 27 年 10 月 6 日

原処分の取消しを求める。

4 諮問

平成 27 年 11 月 20 日

5 答申

令和 3 年 10 月 29 日

6 審査会の結論

知事が、本件行政文書を不開示としたことは妥当である。

7 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例は、第 1 条に規定されているとおり、行政文書の開示を請求する権利を保障し、実施機関の管理する情報の一層の公開を図り、もって県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされ、公正で民主的な県政の推進に資することを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、原則開示の理念に立って、条例を解釈し、以下判断するものである。

(2) 本件行政文書について

本件行政文書は、愛知県総務部法務文書課県史編さん室（当時。以下「県史編さん室」という。）が編さんし、及び刊行した県史に掲載された写真で別記 1 及び 2 に掲げるものに係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）である。

実施機関は、条例第 7 条第 6 号に該当するとして、本件行政文書の全てを不開示としている。

(3) 条例第7条第6号該当性について

ア 条例第7条第6号は、県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務事業は、公益に適合するよう適正に遂行されるものであるが、これらの事務事業に関する情報の中には、公にすることにより、当該事務事業の性質上、その適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものが含まれるため、これらの情報が記録された行政文書は不開示とすることを定めたものである。

なお、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」であるかどうかの判断は、公益的な開示の必要性等種々の利益を比較衡量して行うものである。

この考え方にに基づき、本件行政文書が同号に該当するか否かを、以下検討する。

イ 実施機関によれば、県史編さん室が行う県史編さん事業における古文書、資料等の調査、撮影、複写等（以下「調査等」という。）は、県史を編さんする過程で史実及び記録を確認するために欠くことのできない作業であるが、調査等は法令に基づくものではないことから、古文書、資料等を所蔵し、又は管理している者（以下「所蔵者等」という。）の事業に対する理解及び協力が必要不可欠であり、そうした任意の協力が得られなければ調査等を行うことができず、県史の編さんは極めて困難となることである。そして、本件行政文書は、県史の編さん及び刊行以外には使用しないことを前提として、所蔵者等の許可を得て、古文書、資料等の撮影等を行い、収集した電磁的記録とのことである。

このことからすれば、所蔵者等は、県史の編さん及び刊行にのみ使用することを前提に古文書、資料等の撮影等を許可したのであり、その前提に反して本件行政文書を公にすることになれば、所蔵者等との信頼関係を損なうこととなると認められる。その結果、今後、所蔵者等の県史編さん事業に対する理解及び協力が得られなくなり、県史編さんに係る調査等を行うことができず、県史の編さんが極めて困難となるなど、県史編さん事業の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

ウ なお、本件行政文書を開示することで古文書、資料等について、より詳細に確認することができる等の開示による利益も考えられるところである。しかし、写真自体は県史に掲載され公になっていることからすれば、本件行政文書を開示することにより得られる利益が、これを不開示とすることにより保護される利益を上回るとはいえない。

エ 以上のことから、本件行政文書は、条例第7条第6号に該当する。

(4) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

愛知県史に掲載された写真で次に掲げるものに係る電磁的記録

1 「資料編 18 近世 4 西三河」に係るもの

行政文書の名称
参州足助絵図
足助陣屋絵図
矢作川洪水図
虚無僧取締りについての高札
大浜陣屋（現碧南市）絵図
両町絵図
樹木町絵図
月原村・上下川口村築論絵図
東海道図〈藤川宿辺〉
矢作橋杭震（ゆすり）込図
高浜湊絵馬
東照宮御開運御兜立物三尊（版）
猿投神社地震鎮御札
猿投神社祭礼図
疱瘡絵・万歳図
貸本屋印鑑
俳諧一枚刷
西尾八景・虫送り
将基鑑
西尾康全寺素人芝居番付
（年不詳）四月 美濃国恵那郡野原村（現旭町）山争論の入用金立替えにつき傘連判一札
明和七年六月 碧海郡篠目村など三か村作野池坝寸法につき取り替わし証文
嘉永元年十二月 元足輕寺横町住人になりたきにつき引請一札
戊五月 碧海郡棚尾村瓦屋永坂杢兵衛への瓦注文書（部分）
戊六月 平坂湊へ冥加金を納めるいさば船ほか四艘書上
天保八年四月 時宗称名寺の渡宋天満宮尊影の由来記
文政から天保期 加茂郡足助村村民の住空間
（年月不詳）岡崎順拝（部分）
慶応三年九月から十月 碧海郡小垣江村に降ったお札の届書
天保七年から八年 大庄屋日記（部分）

2 「資料編 26 近代3 政治・行政3」に係るもの

行政文書の名称
鈴置倉次郎書簡
名古屋新聞記事
「憲政擁護」の風刺漫画
普選ポスター
普選ポスター
普選ポスター
普選投票所風景
日露戦争大凱旋門
日露戦争凱旋慰労会
額田郡公会堂（現岡崎市郷土館）
竣工当時の豊橋市公会堂
第十回関西府県連合共進会会場全図
第十回関西府県連合共進会正門前風景
「臨時事件綴」
米廉売所
外米引換券・購買券
勤儉関係の宣伝資料
勤儉関係の宣伝資料
国勢調査宣伝資料
国勢調査記念スタンプ
時の記念日宣伝ビラ
蠅駆除の啓発ビラ
御大典奉祝名古屋博覧会鳥瞰図
第十五師団司令部
在郷軍人会旗
旧八名郡七郷村役場文書
名古屋新聞（現中日新聞）